

深谷赤十字病院奨学金貸与規程

(日本赤十字看護大学学生)

(目的)

第1条 この規定は、日本赤十字看護大学（以下「看護大学」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）に対し、在学中に必要な学費の一部を貸与して、心身ともに健全な看護師（保健師、助産師を含む。以下同じ。）を育成し、深谷赤十字病院（以下「本院」という。）の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で「奨学生」とは、奨学金を受けて看護大学に入学し在学する者をいい、「奨学金」とは、奨学生に貸与する資金をいう。

(対象者)

第3条 奨学生は、院長が病院運営上特に必要とする人員の範囲で卒業後看護師として本院に勤務する者を対象とする。

(選考基準)

第4条 貸与者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 心身共に健康で将来成業の見込みがあると認められる者。
- (2) 卒業後、本院への就職を希望する者。
- (3) 院長が面接した結果、奨学金を貸与するにふさわしいと認めた者。

(奨学金)

第5条 奨学金の貸与額は、学校において修学するために必要な学費の一部として年額60万円（月額5万円）とする。

(貸与期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、学校の学則に定める正規在学期間の4年間とする。なお、貸与決定後、申請があった年度の4月に遡って支給することとする。

(申請手続)

第7条 奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を院長に提出すること。

- (1) 健康診断書（但し、学校において行う健康診断票の写しをもってこれに代えることができる。）

- (2) 奨学金貸与申請書 (様式1号)
- (3) 誓約書 (様式2号)
- (4) 保証書 (様式3号)

(決定手続)

第8条 奨学金貸与の決定については、奨学金貸与決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 奨学金の貸与を希望する者は、連帯保証人2名を立て、学生と連帯して債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人については、1名は父母、(父母ともにいない場合には、兄弟姉妹又はこれに代わる者。)とし、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 1名は前項以外で独立の生計を営んでいるものとする。
- 4 当該保証書を院長に提出しなければならない。

(交付手続)

第10条 奨学金は原則として毎月16日に交付する。但し、その日が休日(土曜日を含む。)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日(土曜日を含む。)でない日に交付するものとする。

(貸与の停止)

第11条 奨学金の貸与を受けた者が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

(貸与の取消)

第12条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、貸与を取消し、交付した奨学金の全部又は一部について、返還を求めることができる。

- (1) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (2) 停学処分・成績不良等奨学生として不相当と認めるに至ったとき。
- (3) 詐術を用いて奨学生となった事実が判明したとき。
- (4) 学校を退学したとき。

(返還)

第13条 院長は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、奨学金返還明細書をもって、奨学金を返還させるものとする。

- (1) 前条により奨学金貸与を取り消されたとき。

- (2) 看護師国家試験に合格できなかったとき。
- (3) 学校卒業後、本院職員として採用されなかったとき。
- (4) 免許取得後、直ちに本院において奨学金の貸与を受けた期間の4分の6倍以上に相当する期間（貸与相当期間：4年間の場合は6年間）、業務に従事しなかったとき。貸与相当期間未満で退職した場合は、残勤務年数分の金額を月割で算出し返還する。

○算出式：貸与総額÷ $\left[\text{貸与期間月数} \times \frac{6}{4} \text{月} \right] \times \left[\text{貸与期間月数} \times \frac{6}{4} \text{月} \right] - \text{勤務月数}$

(返還の方法)

第14条 奨学金の返還にあたっては原則として、交付した奨学金の金額を一時に返還するものとする。但し、止むを得ない事由と院長が認めた者においては、一年間を限度として返還期間を延長することができる。

(延滞利子)

第15条 院長は奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく、奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に対し年利子 3.65%（日歩1銭）の割合で計算した延滞利子を請求するものとする。

(返還の免除)

第16条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金返還の債務を免除することができる。

- (1) 免許取得後直ちに本院において奨学金の貸与期間の4分の6以上の期間継続して勤務したとき。
- (2) 育児短時間勤務の期間については一月あたり10分の8換算として勤務月数として扱う。
- (3) 業務上の理由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため、就労不能となったとき。
- (4) 第16条(1)の免除勤務期間に産休、育休、介護休業、疾病、負傷等止むを得ない事由により従事できなかった期間は除く。

(その他)

第17条 この規定に定めのない事項については必要があるときは、院長が別に定める。

附則 この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。